

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和5年5月7日 08時30分ごろ
発生場所	播磨灘の鹿ノ瀬付近 東播磨港別府東防波堤灯台から真方位217° 7.8海里付近 （概位 北緯34° 35.6′ 東経134° 44.6′）
事故の概要	プレジャーヨットFORTUNAは、東北東進中、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和5年5月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット FORTUNA、5トン未満（長さ8.25m）
船舶番号、船舶所有者等	253-9289大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船：なし のり養殖施設：浮子綱及び錨綱に切損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 4、視程 約5km 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、瀬戸内海の周遊を終えて播磨灘の鹿ノ瀬西方を機帆走により、GPSプロッターを作動させて東北東進中、船長が、船首方の両舷至近にのり養殖施設（以下「本件施設」という。）を示す浮きを各1個視認した直後、海面下に浮子綱（以下「本件ロープ」という。）が見えて機関を中立にしたが、衝撃を受けて停止した。</p> <p>船長は、海に潜って船体を点検したところ、プロペラシャフトに本件ロープが絡んでいたので自力航行を諦め、大阪湾海上交通センターへ本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、海上保安部から連絡を受けた漁業協同組合所属の漁船により本件施設から引き出され、巡視艇により兵庫県東播磨港へえい航された。</p> <p>船長は、鹿ノ瀬西方を何度も航行した経験があり、本事故発生場所付近に本件施設が設置されていることを知っていて、播磨灘東部を明石海峡へ向けて航行する際は、播磨灘航路の灯浮標を目標にして、播磨灘推薦航路線付近まで東進して左転し、同推薦航路線に沿って東北東進するようにしていた。</p> <p>船長は、本事故発生前、右舷船首方に灯浮標を認め、播磨灘推薦航路線付近に達したと思い左転したが、同灯浮標が播磨灘航路の灯浮標</p>

	<p>ではなく鹿ノ瀬西方灯浮標であったので、ふだんより北方を東進して早く左転し東北東進を続け、本件施設に進入したと本事故後に思った。</p> <p>本船のGPSプロッターには、本件施設の範囲が表示されていたが、雨等で濡れないようキャビン出入口付近に設置され、右舷船尾部に座って舵柄により操船を行う船長の位置からは約3m離れていて、画面表示を見るには、その都度近づいて確認する必要があった。</p> <p>本船の喫水は、センターキール下端部が約1.8mであった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、播磨灘の鹿ノ瀬西方を東進中、船長が、右舷船首方に認めた鹿ノ瀬西方灯浮標を播磨灘航路の灯浮標と誤認し、播磨灘推薦航路線付近に達したと思い、左転して東北東進を続けたことから、本件施設に接近していることに気付かず、本件施設に進入して本件施設を損傷したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、播磨灘の鹿ノ瀬西方を東進中、船長が、右舷船首方に認めた鹿ノ瀬西方灯浮標を播磨灘航路の灯浮標と誤認し、播磨灘推薦航路線付近に達したと思い、左転して東北東進を続けたため、本件施設に接近していることに気付かず、本件施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、慣れている海域であっても、のり養殖施設などの近くを航行する場合には、GPSプロッター等の表示を確認するなど航海計器を活用して自船の位置を常に正確に把握すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

